

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年1月29日(水) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
	委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
審議対象期間	平成31年4月1日から令和元年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 さいたま地家簡裁庁舎改修工事</p> <p>※ 本件は、低入札価格調査の結果、最安価の入札をした者について、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としなかった案件</p> <p>・狭あい状況を解消するためのスペースはどのように確保するのか。</p> <p>・施工体制評価点が0点であった場合にも失格とはならないのか。</p> <p>・低入札ヒアリングの結果、契約内容に適合した履行がなされないと判断された場合、指名停止等のペナルティはあるのか。</p> <p>・今回の結果が別の入札手続において考慮されることはあるのか。</p>	<p>・現在使用していないスペースを有効活用している。</p> <p>・施工体制評価点は加算点であるため、0点であったとしても失格とはならない。</p> <p>・それだけでは指名停止措置の要件に該当しないし、その他のペナルティもない。</p> <p>・資格審査は個別の工事案件ごとに行うため、考慮されることはない。</p>

意見・質問	回答
<p>2 神戸地簡裁庁舎内部等改修工事</p> <p>※ 本件は、一般競争入札手続において応札者がなく、随意契約を締結した案件</p> <p>・入札手続から随意契約の手続に移行する際、仕様を変えているのか。</p> <p>・仕様がかわらないのであれば、なぜ見積り合わせの結果、価格が下がるのか。</p> <p>・見積り合わせにより価格が下がった結果、工事の品質に問題は生じないのか。</p> <p>・本件で、再度入札を行わなかったのはなぜか。</p> <p>・最近では、建設業界においても、政府の政策として週休2日制を導入するなど、適切な工期設定が要請されている。そうすると、本件のような工事は単年度での完成が困難であるとも言える。このような工事は複数年度にわたる工期を確保するなど、適切かつ慎重な工期設定をしていただきたい。</p>	<p>・予決令99条の2の規定により、仕様を含め、入札時の条件を変えることはできない。</p> <p>・施工方法等について、価格を見直せる部分があったのではないかと考えている。</p> <p>・監督官署の立会や届出が必要であるため、品質に問題はない。</p> <p>・本件は工期を約10か月見込む必要があったため、年度内に工事を完成させるためには再度入札に付す時間がなかったためである。</p>

意見・質問	回答
<p>3 札幌高地裁庁舎機械設備改修工事</p> <p>※ 本件は、令和元年度上半期の工事案件において、落札率が最も低い案件</p> <p>・本件の低入札の原因については、どのように分析しているか。</p> <p>・入札参加者が僅少である理由は、人手不足ということであるが、具体的にどのような状況なのか。</p> <p>・機器の見積については、どのように査定しているのか。</p>	<p>・本件は機器の更新が主であるため、受注者が機器を安価に調達できる見込みであったことが原因であると考えている。</p> <p>・札幌市を含む周辺地域でビルやホテル等の工事が計画されており、作業員の確保が難しく、特に技術者が不足している状況である。</p> <p>・過去に実施した同種工事の際の掛率や落札率を考慮して査定している。</p>